

横川緑風園居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 介護保険の規定に基づき加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、寝たきりやそれに準ずる状態にある方に対する相談に応じその心身の状況に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるようサービス機関と連携し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うこととする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供できるように配慮し努めるものとする。
 3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に行うものとする。
 4. 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 横川緑風園居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の所在地 鹿児島県霧島市横川町中ノ5645番地1

(従業員の資格)

第4条 当事業に従事する者は、介護支援専門員の有資格者とする。

(従業員の職種、員数、及び職務の内容)

第5条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者（兼務） 1人
 - ・事業者及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上
 - ・居宅介護支援事業等を行う。
- (3) 職員の資質向上のために採用時及び定期的研修を確保する。
- (4) 職員が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

- (1) 営業日は毎週月曜日から土曜日迄とし、12月30日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。但し、休日であっても電話などにより連絡が可能な体制をとるものとする。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分迄とする。

(居宅介護支援の内容及び提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供については、次の方法によるものとする。

- (1) 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求められた時は、これを提示するものとする。
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

ア 計画作成に先立ち、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について、下記の事項を事業所に求める事ができる事を説明しなければならない。

- ① 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事。
- ② 当該事業所をケアプラン(原案)に位置付けた理由を求める事。

イ 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接の趣旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。

ウ 利用者や家族の希望及び、課題分析の結果把握された問題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

これをサービス担当者会議において各担当者からの専門的意見を聴取し、サービス計画の原案を修正する。

エ ウにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行

い、文書により同意を得ることとする。

オ 居宅サービス計画は、主治医の意見を尊重するほか、認定調査会の意見に沿って作成することとする。

また、医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認し、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとする。その場合、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付することとする。

カ 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供することとする。

キ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むよう配慮する。

(3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連携を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。

また、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は、居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への紹介など便宜を図ることとする。

(4) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し十分な理解を得るよう努めるものとする。

(5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度については、必要に応じて訪問することとし、少なくとも1ヶ月1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ1ヶ月に1回モニタリングの結果を記録する。

(6) 居宅サービス計画に福祉用具を位置づける場合には、その妥当性について検討し、利用者が必要な理由を当該計画に記載するとともに、必要に応じて随時担当者会議を開催し、継続して貸与を受ける必要がある場合はその理由を居宅サービス計画に記載する。

(7) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めることとする。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 居宅介護サービス計画を作成した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からの徴収はしない。

(2) 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受けることが出来る。

①実施地域内は無料

②通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに10円加算する。

(通常の実施地域)

第9条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

霧島市、始良市、湧水町

(秘密保持)

第10条 本事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。

(2) 本事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

(苦情処理)

第11条 本事業所は、提供した指定居宅介護支援事業所に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情を受ける為の窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

(2) 本事業所は、提供した指定居宅介護支援事業所に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(3) 本事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

(4) 本事業所は、提供した指定居宅介護支援事業所に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連

合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- (5) 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 本事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 2 事故が発生時多場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 本事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 6 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 7 本事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、本事業所及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 8 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

- (2) 介護支援専門員は利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からのその代償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- (3) 事業所には、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。

(個人情報保護)

第14条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 本事業所は、サービス担当者会議などにおいて、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族等の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(利用者に対する虐待防止及び権利擁護)

第15条 本事業者は、利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利擁護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

- (1) 虐待防止及び権利擁護のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果をサービス従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び権利擁護のための指針の整備を行う。
- (3) 虐待防止及び権利擁護のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント防止)

第16条 本事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組む。

- 2 利用者、または家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止し、必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第17条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等)

第18条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 本事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 本事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（衛生管理等）

第19条 本事業所は、本事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じることとする。

- (1) 本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ることとする。
- (2) 本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとする。
- (3) 本事業所において、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施することとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会）

第20条 本事業所は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

（掲示）

第21条 本事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

- 2 本事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

附則

- この規程は平成12年 4月 1日より施行する。
- 平成15年12月21日より施行する。
- 平成18年 4月 1日より施行する。
- 平成19年 4月 1日より施行する。
- 平成19年12月 1日より施行する。
- 平成20年12月 1日より施行する。
- 平成27年 2月 1日より施行する。
- 平成28年11月 1日より施行する。
- 平成31年 1月 1日より施行する。
- 平成31年 2月 1日より施行する。
- 令和 2年 1月 1日より施行する。
- 令和 4年 4月 4日より施行する。
- 令和 5年 5月 1日より施行する。
- 令和 6年 4月 1日より施行する。